

診療所だより

診療所長：田川 豊秋



災害対策

この原稿は激甚災害に指定された西日本豪雨のニュースを聴きながら書いています。被災された皆さんにお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。

今回のような前線豪雨や台風による被害・大雪による障害などは、事前にある程度の予報を出すことが可能です。それにもかかわらず大きな災害がもたらされました。地震や噴火などの天災は前兆もなく突然に襲いかかります。この地域は悪天候による災害に見舞われることはあっても、地殻変動に伴う災害には比較的安全とされているようですが、公表されている「ハザードマップ」どおりに発生してくれるほど自然は甘くありません。災害によってライフライン等の生活基盤が崩れると、健康の維持が大きく脅かされます。特に災害弱者と言われる、高齢者や小児、障害者や既に何らかの傷病を患っている人は生命の危機に瀕することもあります。医療機関の整っている都市部ならまだしも、平常時でも緊急事態!?並みの地域では容易に医療事情は破綻します。自らが被災した阪神淡路大震災をはじめ国内外の複数の災害医療に従事した経験も踏まえて、万が一のときには私も走り回りますが、需要が供給を大きく上回るのが災害です。まず自分、そして家族・親戚・ご近所さんの身を守るために、事前に何を準備しておくか、また有事にはどのように行動するかを今一度考えてみていただきたいと思います。

あまりにも痛ましいニュースに接し、医療とはあまり関係のない原稿となってしまいました…。

禁煙外来受診助成事業で禁煙達成第1号を受け付けました！

今年度4月から始まった禁煙外来受診助成事業で、4月に登録した方から6月25日に事業第1号となる禁煙達成の申請がありました。

「今まで1日20本以上吸っていたので、苦しいときもあったが、薬を飲むことで禁煙できた。自信は無いが、このまま禁煙を続けたい。」と話されています。

タバコを止めたいと考えているあなたも、ぜひ町立診療所の禁煙外来で禁煙治療を受けましょう！



<禁煙外来助成事業の流れ>

- ①タバコを止めたくても止められない、でも止めたい方が禁煙を決心する。
- ②保健センターで、禁煙外来助成事業の申請をする。
- ③町立診療所を受診し、禁煙外来での禁煙治療を始める。
- ④12週間の禁煙治療を終了する。(禁煙達成！)
- ⑤町立診療所と薬局の請求書・明細書を保健センターに持参し、手続きする。
- ⑥自己負担の3分の1が助成される。
- ⑦タバコの害がない生活を送る。

お問い合わせ先：保健センター

電話・告知端末機：5-1790